

第30号議案

「日中平和友好条約締結45周年記念展 PartⅡ 『クーバあちゃんの魔法の花空間
～庫淑蘭切り絵展～』」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和5年7月13日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2023年 5月30日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 公益財団法人日中友好会館

住所 (所在地) 東京都文京区後楽1-5-3

代表者名 (ふりがな) おがわまさし

理事長 小川正史

代表者連絡先
(事務担当者)

TEL: 03-3815-5085 FAX: 03-3811-5263
(文化事業部 沼崎麻矢)

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	日中平和友好条約締結45周年記念展 Part II 『クーバあちゃんの魔法の花空間 ～庫淑蘭切り絵展～』		
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	文京区という立地を生かし、近隣の皆さまに中国の伝統文化や風習をより身近に感じ、親しみをもっていただきたいと思えます。特に若い方々に異文化交流の機会を与え、国際理解の促進に貢献するために申請します。		
実施期間	2023年9月22日(金) から *月曜休館 2023年11月5日(日) まで (39日間)		
実施場所	日中友好会館美術館 (文京区後楽1-5-3)		
事業内容	目的※	当会館は日本と中国の国民レベルでの友好活動の拠点として様々な事業を展開しています。本展覧会・イベントを通じて中国の文化・風習に親しんでいただくことで、文化の多様性を認識でき、異文化交流により国際理解が促進されることが期待されます。また、世界的に優れたアート作品である庫淑蘭の鮮やかで個性あふれる作品を鑑賞することで、特に幼少期からの豊かな情緒が育まれることが期待されます。	
	内容	中国陝西省文化観光局との共催により、陝西省美術博物館が所蔵する切り絵アーティストである庫淑蘭 (クー・シューラン、1920～2004) の作品約70点を展示します。	
	対象者	文京区在住/在勤など一般 (参加予定人員 2,500人) 文京区内の児童・生徒	
	参加費	無料	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	中国大使館、中国文化センター、公益社団法人日本中国友好協会、日本国際貿易促進協会、一般財団法人日本中国文化交流協会、一般財団法人日中経済協会、日中友好議員連盟、一般社団法人日中協会、国際交流基金、文京区、文京区教育委員会 (いずれも予定)		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意する ・ <input type="checkbox"/> 同意しない			

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

日中平和友好条約締結 45 周年記念展 Part II
『クーばあちゃんの魔法の花空間 ～庫淑蘭切り絵展～』 企画書

本展は公益財団法人日中友好会館が中国陝西省文化観光局との共催により、陝西省美術博物館が所蔵する切り絵アーティストである庫淑蘭(クー・シューラン、1920～2004)の作品約 70 点を展示します。

庫淑蘭は、中国の芸術家として初めて、ユネスコより「中国民間芸術工芸の巨匠」の称号を授与された人物です。近代中国社会の最も激しく変化した時期、波乱に満ちた人生を生き抜いた彼女の作品には、独特な世界観と美意識が現れています。陝西省の伝統的な切り絵とは異なり、彼女は、「切る」と「貼る」を組み合わせた技法を用いています。一枚の紙を切り抜いて絵にするのではなく、切り絵と貼り絵を融合した創作方法です。繊細につくられた作品は色彩に溢れ、個性と芸術性に富んでいます。

本展では、作品テーマと創作年代の 2 つの軸に着目し、「花鳥風月」・「民俗風習」・「神話伝説」・「切り絵の女神」の 4 つの章に分けて紹介します。作品を通じて陝西省の伝統文化や風習を伝えるだけでなく、庫淑蘭の豊かで色褪せない世界観に引き込まれる展覧を目指します。

展覧会名: 日中平和友好条約締結 45 周年記念展 Part II

『クーばあちゃんの魔法の花空間 ～庫淑蘭切り絵展～』

会 期: 2023 年 9 月 22 日(金)～同年 11 月 5 日(日) *39 日間 開幕式:9 月 21 日(木)

会 場: 日中友好会館美術館

休 館 日: 毎週月曜日

開館時間: 10時～17時 *9/29、10/6、10/20、10/27 の金曜日は20時まで

主 催: 公益財団法人日中友好会館、中国陝西省文化観光局

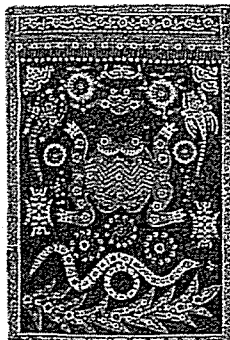
協 力: 陝西省美術博物館

後 援: 中華人民共和国駐日本国大使館、中国文化センター、(公社)日本中国友好協会、
日本国際貿易促進協会、(一財)日本中国文化交流協会、日中友好議員連盟、
(一財)日中経済協会、(一社)日中協会 (すべて予定)

展覧構成

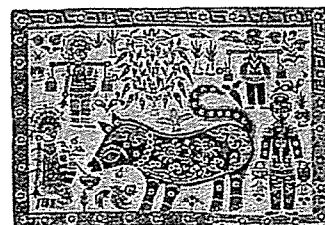
■第 1 章 花鳥風月

自然界の植物や動物をモチーフとした作品



■第 2 章 民俗風習

陝西省の農村生活や風習を描いた作品



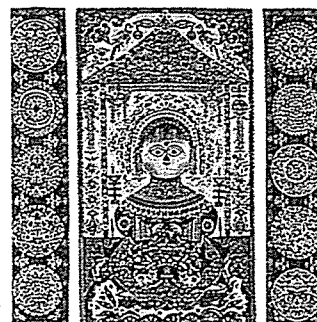
■第 3 章 神話伝説

作者の独特な発想により創られた神話の世界



■第 4 章 切り絵の女神

作者 65 歳の大事故以降、突如として現れた作風
作者が自分の化身として創作した、切り絵の神様の姿



関連イベント*予定*

■マジック舞台劇

(1日2回公演、予想集客人数 200人)

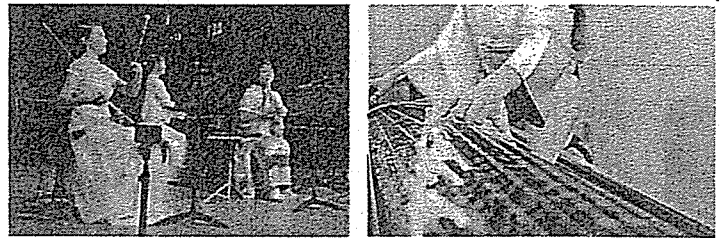
展覧会のタイトル「魔法の花空間」からインスピレーションを得て、創られたオリジナル舞台劇。ストーリーは一人の少女が切り絵の展覧会場でのピエロとの出会いから始まり、リングマジック、テーブル浮遊マジック、バラバラの色紙が一瞬で切り絵に変わるマジックなどを交え、華やかで、幻想的な舞台を披露。



■日中若手アーティストによるコンサート

(1日2回公演、予想集客人数 200人)

二胡・箏・尺八などの日中伝統楽器とピアノのコラボ演奏。新しく編曲された日本と中国の新鮮な音楽を届ける。



■切り紙ワークショップ

(1日2回開催、予想集客人数60人)

講師をお招きし、ファミリー向けに切り紙ワークショップを開催する。切り絵が生まれた文化的背景や切り絵の面白さ、美しさを体感してもらう。



(写真はイメージ)

以上

2023.5.30 (公財)日中友好会館
文化事業部



日中平和友好条約締結45周年記念展 Part II

クーバあちゃんの魔法の花空間

～庫淑蘭切り絵展～

会期：2023年9月22日(金)～11月5日(日)

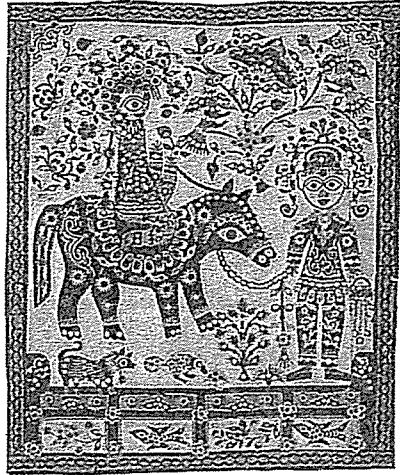
於：日中友好会館美術館(文京区後楽1-5-3)

■入館無料 ■月曜休館 ■10時～17時

お問い合わせ：03-3814-1261 banka@jcfc.or.jp

庫淑蘭(クージュラン)(1920~2004年)は、中国陝西省農村部の生まれ。中国近代社会の封建主義の影響を色濃く残す農村部で生を受け、幼少期(3歳)での結婚、文盲であり、纏足を強制され、夫からの暴力、衛生状態が悪く13人の子供のうち10人が亡くなる等々、辛く悲しい日々を送っていました。

そんな彼女の生きる希望となったのが、この切り絵です。誰から教わったわけでもない「切る」と「貼る」を組み合わせた技法は、一枚の紙を切り抜いて絵にする陝西省の伝統的な切り絵とは異なり、切り絵と貼り絵を融合した独特の創作法です。65歳の時には不幸にも崖から転落事故に遭い、生死の淵を彷徨うこととなります。そのとき、彼女の脳裏に切り絵の女神が現れます。事故後の彼女の作品には、たびたびその女神が登場します。不思議とその女神の指示によって創作が促されることとなります。



1996年には、彼女は中国の芸術家として初めて、ユネスコより認められ「中国民間芸術工芸の巨匠」の称号を受賞しました。切り絵アーティストとしてさらに世界から注目されるようになります。繊細につくられた彼女の作品は生き生きとした色に溢れ、実在の動物たちやたくさんの種類の花々、神話のなかの神々が一つの絵の中に収められています。これが希望と理想に満ちあふれた「クーばあちゃんの魔法の花空間」です。

本展覧会では、陝西省美術博物館所蔵品から、選りすぐりの切り絵作品約70点を展示。作品のテーマと創作年代の2つの軸に着目し、「花鳥風月」・「民俗風習」・「神話伝説」・「切り絵の女神」の4つの章に分けて紹介しています。これらの作品を通じて、陝西省の伝統文化や風習に関心寄せていただき、色彩豊かで独特な世界観を感じていただければと思います。

公益財団法人日中友好会館/中国陝西省文化観光局

関連イベント(予定)

■マジック舞台劇

日時:9月30日(土)

①11:00~11:50 ②14:00~14:50

会場:日中友好会館 B1階・大ホール

席数:130席/回 立ち見 OK

参加料:無料 *事前申し込み不要



展覧会のタイトル「魔法の花空間」からインスピレーションを得て創られたオリジナル舞台劇。少女とピエロとの出会いから、いろいろなマジックを織り交ぜた幻想的な物語。

■日中若手アーティストによるコンサート

日時:10月14日(土)

①11:00~11:50 ②14:00~14:50

会場:日中友好会館 B1階・大ホール

席数:130席/回 立ち見 OK

参加料:無料 *事前申し込み不要

二胡・箏・尺八などの日中伝統楽器のコラボ演奏。新しく編曲された日本と中国の新鮮な音楽を届ける。



■親子で切り紙ワークショップ

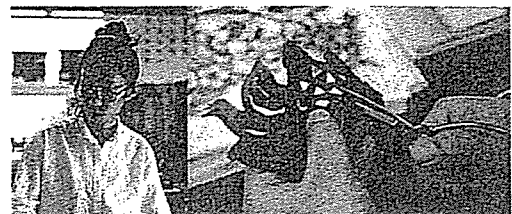
日時:10月22日(日)

①10:30~11:30 ②14:30~15:30

会場:日中友好会館 B1階・第1会議室

席数:30組/回 *要事前申し込み、材料費自己負担

下中菜穂先生(造形作家、もんきりと伝承切り紙研究)をお招きし、小中学生のお子さんと保護者を対象にしたワークショップ。切り絵が生まれた文化的背景を学び、切り絵の面白さ、美しさを体感できる。



収 支 予 算 書

事業名 日中平和友好条約締結45周年記念展Part II
「ケーばあちゃんの魔法の花空間～庫淑蘭切り絵展～」

団体名 公益財団法人日中友好会館

	収 入	単位：円	支 出	単位：円
1	日中友好会館事業費	9,770,000	1 作品輸送	
			作品国際輸送	6,300,000
			作品保険料	100,000
			2 会場設営費用	
			展示作業、装飾費	50,000
			展示消耗品購入費	60,000
			キャプション・パネル製作	100,000
			展示用備品	20,000
			開幕祝花	40,000
			3 人件費	
			イベント出演（会社）	150,000
			イベント出演（個人）	230,000
			会場監視員、作業補助人員等	400,000
			開幕式通訳	40,000
			4 広報宣伝費	
			チラシ・ポスター製作	350,000
			チラシ発送費	350,000
			広告掲載費	1,300,000
			通信費	15,000
			5 その他	
			ホール設営・清掃費	30,000
			雑費	50,000
			租税	5,000
			交通費	70,000
			会議費	110,000
	計	9,770,000	計	9,770,000

2023/5/30作成 文化事業部

(備 考)

定 款

公益財団法人 日中友好会館

令和2年9月30日

公益財団法人 日中友好会館 定款

日中友好会館は、日中国交正常化10周年を期して、両国政府首脳の合意により、共同事業として建設された両国友好のシンボルであり、友好交流の拠点としての役割を果たすことを使命とする。

公益財団法人日中友好会館は、1983年に両国政府の間で取り交わされた口上書の内容に則り、ここに定める定款の各条項を遵守し、日中双方が十分に協議、協力して下記に定める事業の運営に当たる。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日中友好会館と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は日中両国間の人と経済・文化の友好交流を盛んにし、両国の末長い確固不動の友好関係を築き上げ、もって両国の経済・文化の発展向上を図り、さらに世界の平和と繁栄に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中国人留学生・研究生に対する寄宿舎及び関連施設の運営
- (2) 前条の目的に従事する両国の研究者・教育者・技術者等に対する宿泊施設の提供並びに滞在中の各種の支援
- (3) 中国の学生・教育者・青年の日本への招聘事業、日本の学生・教育者・青年の中国への派遣事業並びに関連する各種青少年交流事業
- (4) 中国語並びに日本語習得のための専門学校日中学院の経営
- (5) 両国関係及び政治・経済・文化・学術に関する調査・研究、同文献・資料の収集・展示・保存並びに出版物の刊行
- (6) 講演会・講習会・展示会・研究会・研修会・映画会等の開催
- (7) 留日中国人学生・研究者の友好交流事業の支援
- (8) 両国友好諸団体の友好活動に対する協力並びに共同事業
- (9) 地球環境問題の解決に向けた植林・植樹事業並びにこれに関連する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京を中心に行い、必要に応じて本邦及び中国等において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評

議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員9名以上13名以内を置く。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選で選出する。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によつて解任することができる。この場合、評議員会において議決する前に、その評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 前項とは別に、評議員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員

会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、評議員の全員に配布する。

- 2 評議員会議長及び当該評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事8名以上12名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 この法人に会長1名、副会長2名を置くことができる。
 - (1) 理事会は理事の中から会長及び副会長を選定する。
 - (2) 会長及び副会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。
- 3 理事のうち1名を理事長、1名を中国代表理事とし、1名を常務理事とする。
- 4 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、代表理事の要請に基づきこの法人の総意を代表して渉外活動を行う。但し、第38条第2項に定める会長の行為を除き、業務執行に関して理事以上の職権を有しない。
- 3 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、通常理事会において、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項とは別に、役員には、費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第30条 この法人は、役員「一般社団・財団法人法」第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金十万元以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事及び監事の全員に配布する。

- 2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 顧問・参与及び賛助会員

(名誉顧問・顧問及び参与)

第38条 名誉顧問を1名、顧問を4名以内、参与を2名以内置くことができる。

- 2 名誉顧問・顧問は会長が理事会に諮り、会長が選任する。名誉顧問・顧問は代表理事の要請に基づき、この法人に対する支援、助言を行う。但し、業務執行について何らの職権を有しない。
- 3 参与は代表理事が理事会に諮り、代表理事が選任する。参与は、代表理事の指示に基づいてこの法人の事務を処理する。その職務・職権は個別に定める。
- 4 名誉顧問・顧問及び参与は、無報酬とする。ただし常勤の参与には、その対価として報酬を支払うことができる。
- 5 前項とは別に、名誉顧問・顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。

(賛助会員)

第39条 この法人の目的及び事業に賛同する者は、理事会が別に定めるところに従い賛助会員となることができる。

第9章 審査委員会

(審査委員会)

第40条 この法人の事業を公募による助成の方式により実施する場合、当該助成事業の内容及び当該助成に係る手続の公正を担保するために、審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程によるものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長、室長その他重要な職員は、理事会の承認を得て代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の

末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

代表理事 武田勝年

4 この法人の設立登記の日における理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 江田五月 谷野作太郎 村上立躬 武田勝年 王 昆
黄 文欽 陳 焜旺 小池敏明 西堀正司
監事 加藤三郎 松野信也

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

竹下 亘 齋藤 勤 岩沙弘道 殷 秋雄 曾 徳深
福田昭昌 成澤廣修 関 誠 横川 健 江橋 崇
木村興治 飯高和子 秋岡栄子

6 この定款は公益財団法人の設立登記の日から施行する。(平成23年5月13日理事会議決)
(平成24年3月21日に内閣府公益財団法人移行認定済)

この定款は平成24年6月27日より改定施行する。(平成24年6月27日評議員会議決)

この定款は平成25年6月25日より改定施行する。(平成25年6月25日評議員会議決)

この定款は平成27年6月22日より改定施行する。(平成27年6月22日評議員会議決)

この定款は平成28年9月26日より改定施行する。(平成28年9月26日評議員会議決)

この定款は令和2年9月30日より改定施行する。(令和2年9月30日評議員会議決)

別表 基本財産(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
土地	6,944.81㎡ 東京都文京区後楽一丁目5番3号 12,375,855円
建物(本館)	30,097.70㎡ 東京都文京区後楽一丁目5番3号 地下4階 地上12階建
建物(別館)	6,476.24㎡ 東京都文京区後楽一丁目5番3号 地下1階 地上4階建
定期預金	143,782,700円

公益財団法人日中友好会館 評議員

2022年7月現在

	氏名	現職等
評議員	秋岡 栄子	コンサルタント・プロデューサー
評議員	井上 正幸	公益財団法人日本国際教育支援協会 理事長
評議員	王 忠福	横浜華僑総会 名誉会長 日本華僑華人聯合總會 副会長
評議員	岡本 巖	一般財団法人日中経済協会 評議員
評議員	小淵 優子	自由民主党 衆議院議員
評議員	海江田 万里	立憲民主党 衆議院議員
評議員	北原 義一	株式会社東京ドーム 代表取締役会長CEO
評議員	杉村 美紀	上智大学 総合人間科学部教育学科教授
評議員	陳 隆進	一般社団法人東京華僑総会 会長 日本華僑華人聯合總會 会長代行 公益財団法人東華教育文化交流財団 理事長
評議員	成澤 廣修	文京区長
評議員	西村 賢二	株式会社立飛ホールディングス 執行役員
評議員	古屋 範子	公明党 衆議院議員
評議員	吉川 英一	GIキャピタル・マネジメント株式会社 会長

公益財団法人日中友好会館 理事・監事

2023年4月1日現在

	氏名	現職等
会長代行・副会長 理事	宮本 雄二	宮本アジア研究所 代表 元駐中国特命全権大使
理事長	小川 正史	元駐ネパール国特命全権大使 KDDI株式会社 上席顧問
中国代表理事	黄 星 原	元駐日本国大使館報道官 前中国外交学会 副会長 元駐キプロス特命全権大使
常務理事	海老原 宏明	元東京海上日動火災保険株式会社 中国総代表処 代表
理 事	青樹 明子	ノンフィクション作家 中国社会情勢専門家 元中国ラジオ番組 MC&プロデューサー
理 事	宇都宮 徳一郎	公益財団法人日本中国友好協会 副会長 東京都日本中国友好協会 会長 株式会社ミノファーゲン製菓 代表取締役社長
理 事	黄 淑 柔	一般社団法人東京華僑總會 理事 留日台湾省民会 副会長 未来日中研究会 副代表
理 事	呉 健 一	一般社団法人東京華僑總會 常務理事 留日台湾省民会 副会長兼事務局長 公益財団法人東華教育文化交流財団 常務理事兼事務局長
理 事	小松 健次	富士通コンポーネント株式会社 取締役 ロングリーチビジネスパートナーズ株式会社 代表取締役会長 株式会社クラレ 社外監査役 日中友好会館 日中学院 学院長
理 事	布施 知子	元公益財団法人アジア学生文化協会 常務理事
監 事	中森 泉	中森泉法律事務所 弁護士
監 事	安田 幸一	公認会計士 みかさ監査法人 統括代表社員 税理士法人みかさ 代表社員

公益財団法人日中友好会館 顧問

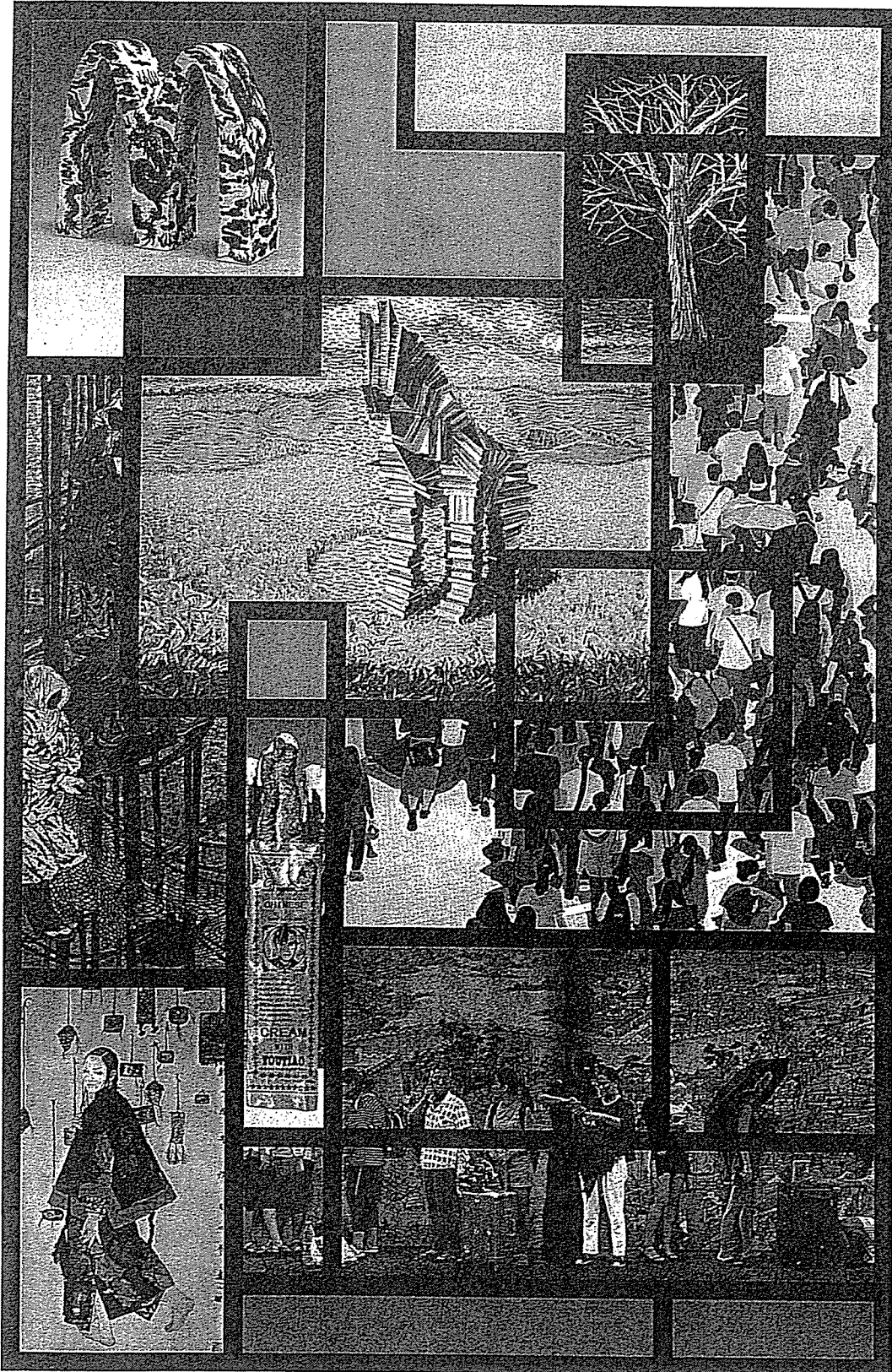
2022年7月現在

	氏名	現職等
名誉顧問	孔 鉉 佑	駐日本国特命全権大使
顧 問	谷野 作太郎	前副会長、元駐中国特命全権大使
顧 問	劉 智 剛	前副会長、元駐大阪総領事
顧 問	武田 勝年	元理事長、元三菱商事株式会社 中国総代表
顧 問	佐藤 重和	前理事長、元駐タイ王国特命全権大使

~ 北京国際美術 ビエンナーレより ~

アートで
見る
中国の
いま

2022
6.17 日
8.14 Sun



- 10時～17時
- 6/24、7/8、7/22、8/5 は 20時まで閉館
- 月曜休館
- 入館無料

主催 公益財団法人日中友好会館、中国美術家協会
後援 中華人民共和国駐日本国大使館、中国文化センター、公益社団法人日本中国友好協会、日本国際貿易促進協会、
一般財団法人日本中国文化交流協会、日中友好議員連盟、一般財団法人日中経済協会、一般社団法人日中協会

日中友好会館美術館
JAPAN-CHINA FRIENDSHIP CENTER ART MUSEUM

2000年以降、急速な経済成長を背景に中国のアート市場は飛躍的に拡大しました。現在アート市場規模がアメリカに次いで第2位となった中国は、アートシーンにおいても存在感を高め、その動向が世界から注目されています。



本展では、“世界最大規模の絵画と彫刻を主とする国際美術ビエンナーレ”と称される「北京国際美術ビエンナーレ(※)」の過去8回の展覧作品から厳選した、絵画・版画・彫刻・映像などバラエティに富んだ35作品をご紹介します。私たちがインターネットやテレビ等を通して目にするのとはまた違う、現代アーティストたちによって映し出された「中国のいま」を感じてみてください。

(※) 北京国際美術ビエンナーレとは

中国・北京市で2003年より隔年開催されている、絵画と彫刻を主とする大規模な国際美術展覧会。第9回北京国際美術ビエンナーレ(2022年1月開催)には、117の国と地域から約700人のアーティストが参加した。これまで累計5000人近くのアーティストが参加し、100万人以上の来場者を迎えた。



砂絵アートパフォーマンス

1 × 古筝の共演

心に響く、なめらかな華やかな音色。アーティストの手から生まれるは消える美しくも儚い砂絵アートをお楽しみください!

日 時: 6/25(土)

①11:00-11:40

②14:00-14:40

開演30分前より受付開始

出 演: 謝香梅(古筝)

蔡曉華(砂絵)

場 所: 日中友好会館地下1階大ホール

席 数: 先着80名/回・立ち見OK

参加費: 無料

※申込不要



イベント

桐子とさくら

二胡と琵琶のサマ-コンサート

2

二胡奏者・桐子と琵琶奏者・さくらが、伝統音楽の垣根を超えた新たな演奏表現をお届けします。ジャンルにとらわれない独自の演奏スタイルをお楽しみください!

日 時: 7/16(土)、7/17(日) 各日2回公演

①11:00-11:40

②14:00-14:40

開演30分前より受付開始

出 演: 桐子(二胡)

日中文化交流50周年記念文化芸術交流コンサート

さくら(琵琶)

場 所: 日中友好会館地下1階大ホール

席 数: 先着80名/回

立ち見OK

参加費: 無料

※申込不要



3 中国茶 de 納涼茶会

「納涼」をテーマに中国茶会を開催します。中国茶のいれ方、楽しみ方などを学びながら、美味しいお茶とお菓子をリラックスしたひと時をお過ごしください。

日 時: 7/23(土)

①11:00-12:00 ②13:30-14:30 ③15:30-16:30

主 催: 安田麻子

日中友好会館(〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1)

場 所: 日中友好会館地下1階第一会議室

定 員: 6名/回

参加費: 500円

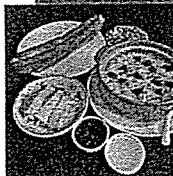
※事前申込制



4 美術館コラボめし

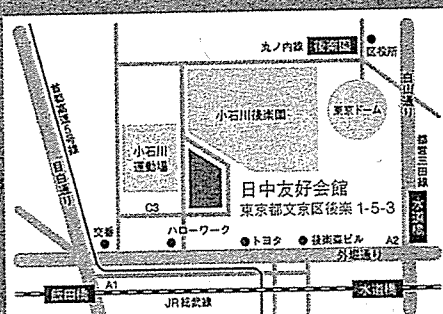
カリカリの食感がおいしい油条(中華揚げパン)と、寝た胃袋にほっこり染みる中国粥のセットをご賞味ください。美術館向かいの中国レストラン「馥」にて、展覧会期中のみ。

■11:00~20:00 不定休



イベント 3 のお申込はこちら

Tel:03-3815-5085 (平日10:00-17:00) または →



日中友好会館美術館

JAPAN-CHINA FRIENDSHIP CENTER ART MUSEUM

- 東京都文京区後楽1-5-3
- 開館時間:10時~17時(6/24、7/8、7/22、8/5は20時まで)
- 休館日:月曜日 入館無料
- ホームページ:www.jcfc-museum.jp
- 状況により展覧会予定に変更が生じる場合がございます。

※展覧会最新情報及び各種防止対策についてはホームページまたはQRコードをご覧ください。

- JR有楽線「飯田橋駅」A1出口より徒歩7分
- 東京メトロ有楽線「南北線」東西線「飯田橋駅」A1出口より徒歩7分
- 東京メトロ丸の内線「後楽園駅」C3出口より徒歩1分
- 東京メトロ丸の内線「後楽園駅」C3出口より徒歩10分
- 駐車場:駐輪場がございます。予約不可です。

お問合せ

03-3815-5085
(平日10:00~17:00)

bunka@jcfc.or.jp

ホームページ

Twitter





珠璣文輝

日中国交正常化50周年記念展 Part III

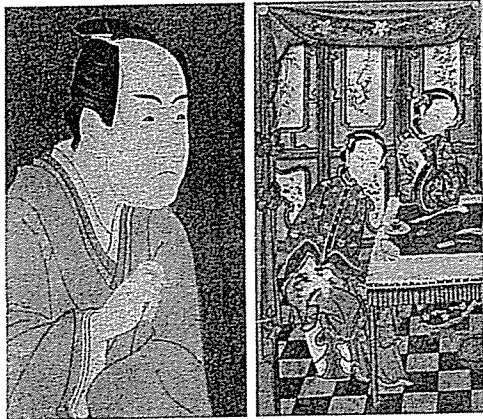
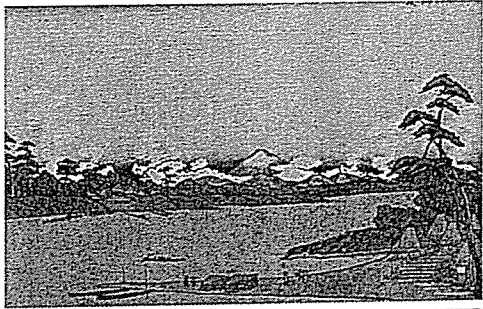
清代木版年画 + UKIYO-E

2022 9.23 Fri — 11.20 Sun

■ 入館無料 ■ 月曜休館 ■ 10時～17時
 ■ 9/30 10/14 10/28 11/11 は20時まで閉館
主催 公益財団法人日中友好会館 中国美術館
特別協力 公益社団法人川崎・砂子の里資料館
後援 中華人民共和國駐日大使館、中華文化センター、日中友好会館、日中友好協会、日中友好美術家協会、日中友好作家協会、日本中国美術家協会、日本中国美術家連盟、日中友好会館美術部、日中友好会館美術部美術家協会、日中友好会館美術部美術家協会



日中友好会館美術館
JAPAN-CHINA-FRIENDSHIP-CENTER-ART-MUSEUM



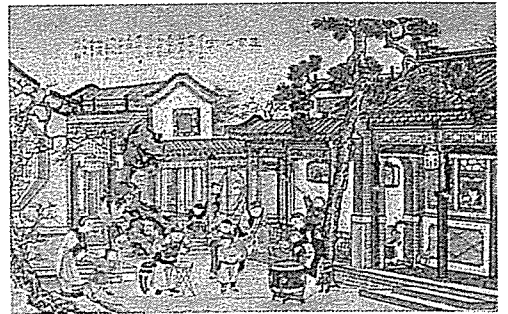
本展では、日中国交正常化 50 周年を記念して、北京にある中国美術館の貴重な清代木版年画コレクション 26 点、川崎・砂子の里資料館の斎藤文夫コレクションより珠玉の浮世絵全 52 点を無料公開します。日中の木版画が一堂に会する展覧会は、過去にもほほ類をみない特別企画です。

浮世絵の発展のひとつには、中国版画の影響が少なからず存在するとの研究が進んでいます。中国では日本よりも以前に多色刷りの版画技法が確立されており、中でも版画の主要産地であった江蘇省蘇州から「姑蘇版(または蘇州版)」と呼ばれる版画が長崎を経由して日本に多く伝わりました。こうした、中国の優れた版画を通じて、日本の浮世絵は風俗画や西洋の遠近法などを学び取り、独自の発展を遂げていきます。

日本で浮世絵が流行した江戸時代と中国で華麗な文化が開花した清の時代。本展では、同時代に発展した木版画を<人物><芝居><風景・遊楽>の3つの共通テーマに沿って掘り下げていきます。互いに庶民の生活を写し取った、日本の浮世絵と中国の清代木版年画を並べてみると、両者には“共通点”もあり、それぞれの国民性を色濃く反映した“違い”もみとれます。会場内のキャプションをガイドに、日中版画の世界を思い思いに楽しんでいただければ幸いです!

清代木版年画 年画の主要産地である、天津市楊柳青、江蘇省桃花塢、山東省濰坊、山東省平度、四川省綿竹、河北省武強から全 26 点。
画後の清代木版年画作品は全て中国美術館所蔵。
 ©2022 中国美術館

浮世絵 鈴木春信、東洲斎写楽、葛飾北斎、歌川国芳、鳥居清長をはじめ錦々たる絵師 17 名の全 52 点。
巫俗の浮世絵作品は全て公益財団法人川崎・砂子の里資料館所蔵。
 ©2022 川崎・砂子の里資料館



▶ 作品保護のため、会期中に浮世絵の展示替えを行います。 前期/ 3期 26 点ずつ展示
 前期 9月23日(金)~10月23日(日) 3期 10月26日(日)~11月20日(日)
 ※展示室内は照明と空調温度を下げています。

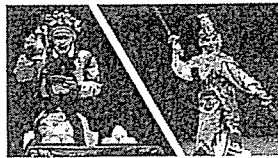
イベント

特別記念講演

「日本が世界に誇る浮世絵と中国版画の繋がりに迫る！」
 仏教絵画や経典にみられるように、古来より印刷文化が発達していた中国は、日本の浮世絵にも大きな影響をもたらしたことが分かってきました。中国版画と浮世絵の研究における第一人者を講師に迎え、知られざる日中版画の深い文化的繋がりに光をあてていきます。



[講師] 海の見える杜美術館・学芸員 青木隆幸氏
 [日時] 10月2日(日)
 ◎11:00~12:15 ◎14:00~15:15
開始 30 分前より受付開始
 [会場] 日中友好会館 B1 階・大ホール
 [席数] 50 席/回
 [参加料] 無料 **※事前申込制**



今回ご紹介する清代木版年画に合わせて、同時代に誕生した、中国を代表する京劇をお届けします。本場中国に学び、現在は日本国内で活躍されている石山雄太さんをはじめ、子供役者の演技も見どころ。

京劇鑑賞会

[日時] 10月8日(土)
 ◎13:00~14:00 ◎15:30~16:30
開演 30 分前より受付開始
 [会場] 日中友好会館 B1 階・大ホール
 [演目] 鬧天宮(とくてんきやう・孫悟空天界で大暴れ)
 霸王別姬(項羽と成美人の別れ)
 戰馬超(二将軍の戦い)
 売水(侍女の縁結び) ※演目はすべて抜粋
 [席数] 130 席/回
 [参加料] 500 円/人 **※事前申込制**

イベントのお申込みはこちら
 Tel: 03-3815-5085 (平日10:00~17:00) または



中阮と箏の秋コンサート

ギターのような柔らかい音色を持つ中国伝統楽器中阮と、雅楽の演奏でよく使用される力強く印象的な箏とのコラボレーションをお届けします。日中の演奏家によるジャンルを超えた、エキゾチックな楽曲をお楽しみください!



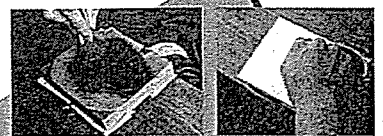
[日時] 10月15日(土)
 ◎11:00~12:00 ◎14:00~15:00
開演 30 分前より受付開始
 [出演] 劉丹(中阮)
 三浦元則(箏)
 [会場] 日中友好会館 B1 階・大ホール
 [席数] 100 席/回 立ち見OK
 [参加料] 無料 **※申込不要**



浮世絵デモンストレーション

江戸時代の技法を今に継承する公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団による、浮世絵版画の実演。鮮やかな浮世絵がどのように描り上がっていくのかを、解説を交えながらご覧いただけます。

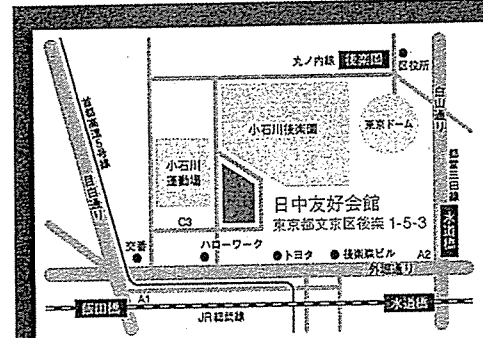
[日時] 10月22日(土) 10:30~12:00
開始 15 分前より受付開始
 [協力] 公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団
 [会場] 日中友好会館 B1 階・大ホール
 [席数] 35 席/回
 [参加料] 無料 **※事前申込制**



浮世絵摺り体験

プロの職人の道具を使って有名な浮世絵の多色摺り体験しませんか? 完成したハガキの浮世絵は記念にお持ち帰りいただけます。お子さまから大人までお楽しみいただけます。

会期中毎日先着 30 名
 申込不要 参加無料



日中友好会館美術館

JAPAN-CHINA FRIENDSHIP CENTER ART MUSEUM
 ■東京都文京区後楽 1-5-3
 ■開館時間: 10時~17時 (9/30・10/14・10/28・11/11 は 20時まで)
 ■休館日: 月曜日 ■入館無料
 ■ホームページ: www.jcfcmuseum.jp
 ■状況により展覧会予定に変更が生じる場合がございます。
 展覧会最新情報及び感染防止対策についてはホームページまたはTwitterをご確認ください。
 ■JR 総武線「飯田橋駅」東口より徒歩 7 分 ■東京メトロ有楽町線、南北線、東西線「飯田橋駅」A1 出口より徒歩 7 分 ■大江戸線「飯田橋駅」C3 出口より徒歩 1 分
 ■東京メトロ丸の内線「後楽園駅」出口より徒歩 10 分
 駐車場: 時給 100 円(土曜・日曜・祝日 50 円) 予約が必要です

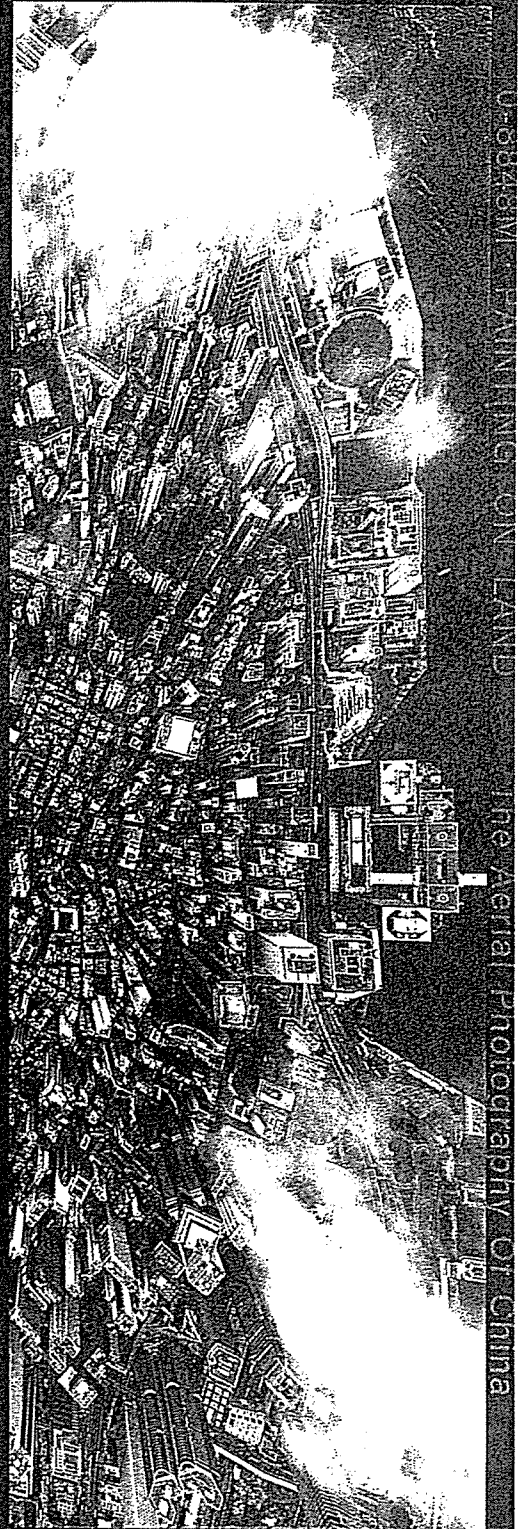
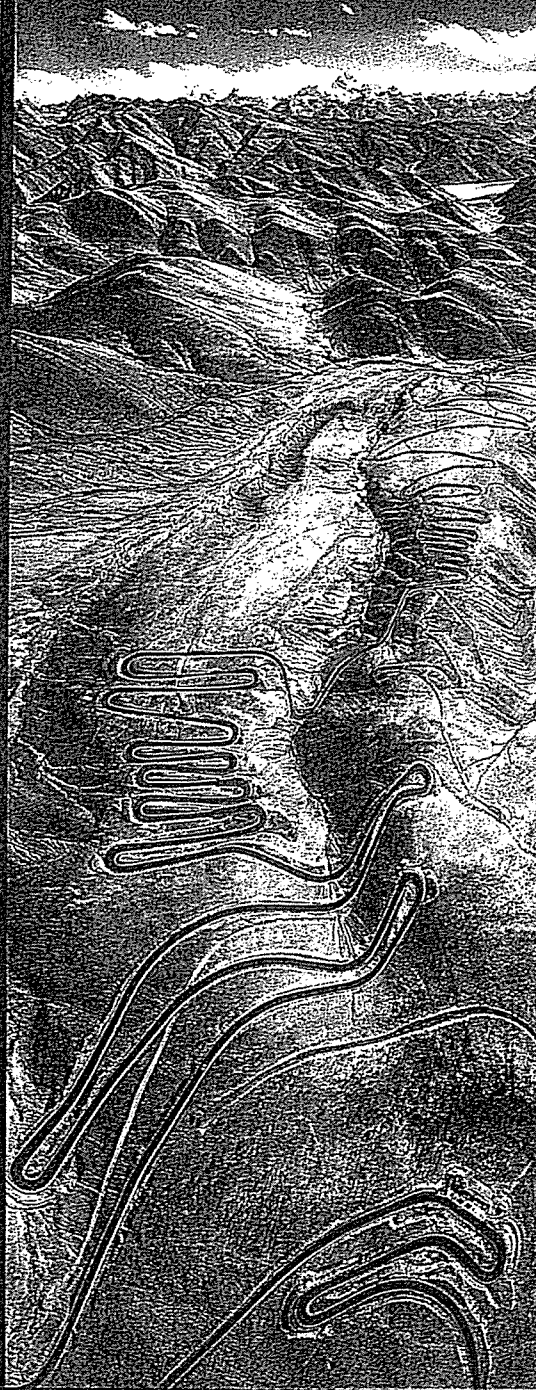
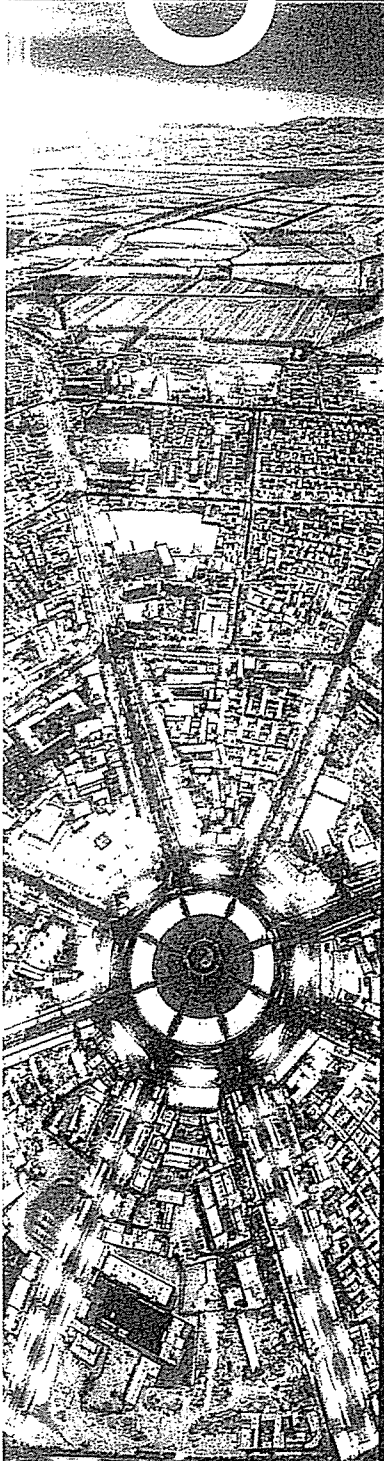
お問合せ
 03-3815-5085
 (平日 10:00~17:00)
 bunka@jcfcm.or.jp

ホームページ Twitter

0 ~ 8848

地上の紋^M

中国空撮写真展



2023 **1.10** Tue — **2.26** Sun

■ 入館無料 ■ 月曜休館 ■ 10時～17時
■ 1/20・2/3・2/17 は20時まで閉館

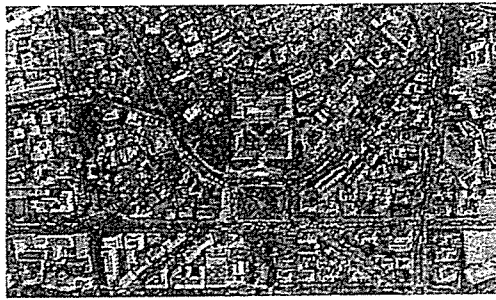
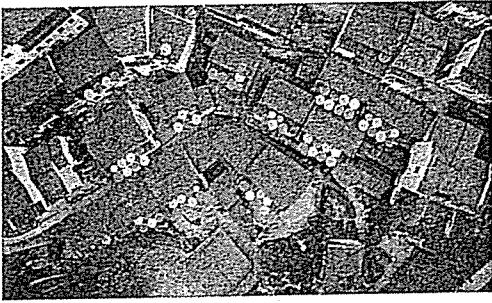
主催 公益財団法人日中友好会館、星球研究所

後援 中華人民共和國駐日大使館、中国文化センター、一般財団法人日中協会、
一般財団法人日中経済協会、日本国際貿易促進協会、日中友好協会連盟、
公益財団法人日中中国友好協会、一般財団法人日本中国文化交流協会

日中友好会館美術館
JAPAN-CHINA FRIENDSHIP CENTER ART MUSEUM

0-8848M PAINTING ON LAND The Aerial Photography of China

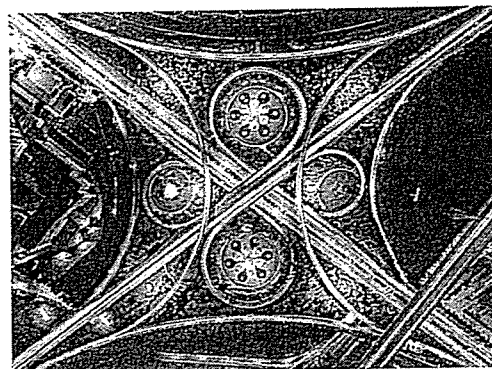
空から見る世界は斬新だ！



誰もが一度は「鳥のように空を飛んでみたい」と憧れたことがあるのではないのでしょうか。近年、ドローン技術の発展などにより、「空撮」がより身近なものになると、その斬新なカメラアングルは多くの人々を魅了し、世界中で空前の「空撮」ブームを巻き起こしています。

本展は、中国北京にある星球研究所との共催により、中国大陸の地形的特徴である高低差「海拔0Mから8,848M」にフォーカスを当て、新進気鋭の空撮写真家57人がアーティストックな視点で捉えた、雄大な自然美と人々によって作り出された造形美を70枚の写真と映像でご紹介します。

鳥の目線で上空から切り取られた一枚一枚の写真には、まるで紋様のような色鮮やかな風景が目前に広がることでしょう。どうぞ、大空を駆け巡るような気持ちでお楽しみください。



1. 新感覚！中国変面とパーカッションの共演

申込不要

大人気、中国川劇変面を大胆にアレンジしたパフォーマンスを、ベックドラム等の様々なパーカッションのリズムに乗せてお届けします。新感覚の驚きと感動を、ぜひ会場で体感してみてください！

日時 1月14日(土)
 @11:00 ~ 11:40 @14:00 ~ 14:40
会場 日中友好会館 B1 階・大ホール
出演 王文強(変面) × 見谷聡一(パーカッション)
席数 130席/回、立ち見OK
参加料 無料



Event 関連イベント

2. 春節ガラガラ抽選会

ご来館頂いた方全員ご参加いただけます。ハズレなし！

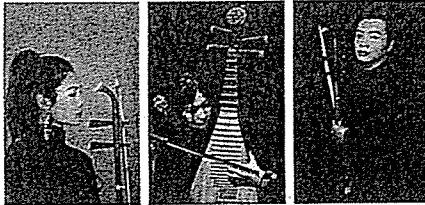
日時 1月20日(金) ~ 1月22日(日・春節)

3. 二胡 × 中国琵琶 × 中胡 の新春コンサート

申込不要

大人気の二胡と中国琵琶に、深みのある音色が特徴の中胡が加わりました！日中の新世代アーティストたちが、中国伝統楽器による表情豊かな三重奏をお届けします。春の訪れが感じられる華やかな旋律をお楽しみください！

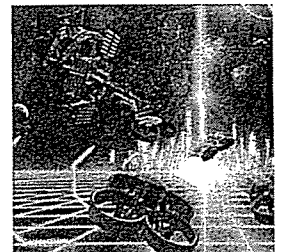
日時 1月28日(土)
 @11:00 ~ 11:50 @14:00 ~ 14:50
会場 日中友好会館 B1 階・大ホール
出演 MAYA(二胡) × YUKA(中国琵琶) × KAON(中胡)
席数 130席/回、立ち見OK
参加料 無料



4. レッツ・ドローンチャレンジ！

ゲーム感覚でドローンを飛ばしてみませんか？屋内会場に設置された体験コートでドローンレースやドローン射的にチャレンジ！景品をゲットしましょう！ドローンの操縦は専門のインストラクターが丁寧に説明しますので、初めての方やお子様も安心してお楽しみいただけます。

日時 2月18日(土) 10:00 ~ 12:30 13:30 ~ 16:00
会場 日中友好会館 B1 階・大ホール
参加料 無料

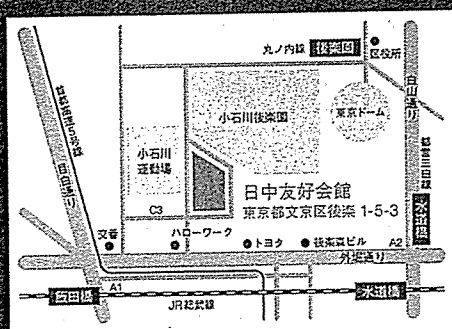


小型のマイクロドローンを使用します。

※ご予約は下記の時間帯で承ります。
 同時開催の方はご来場された順にご案内いたします。
 予約なしでご来場された方は、空きのある時間帯をご案内いたします。

① 10:00 ~ ② 11:00 ~ ③ 12:00 ~
 ④ 13:30 ~ ⑤ 14:30 ~ ⑥ 15:30 ~

ドローン体験の
 ご予約はこちら
 TEL: 03-3815-5085
 (平日9時~12時 13時~17時)
 予約は→



日中友好会館美術館

- 東京都文京区後楽1-5-3
- 開館時間 10時~17時 (1/20・2/3・2/17は20時まで)
- 休館日：月曜日 ■ 入館無料
- ホームページ www.jcfc-museum.jp
- 状況により展覧会予定に変更が生じる場合がございます。

展覧会最新情報及び感染防止対策についてはホームページまたはTwitterをご確認ください。

- JR総武線「飯田橋駅」東口より徒歩7分 ■ 東京メトロ有楽町線 南北線 東西線「飯田橋駅」A1出口より徒歩7分 ■ 大江戸線「飯田橋駅」C3出口より徒歩1分
- 東京メトロ丸の内線「後楽園駅」出口1より徒歩10分
- 駐車場・駐輪場はございません。予めご了承下さい。

お問合せ

03-3815-5085
 (平日9:00~12:00 13:00~17:00)

bunka@jcfc.or.jp

ホームページ

Twitter



2023年5月30日

確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地） 東京都文京区後楽1-5-3

申請者（申請団体） 公益財団法人日中友好会館

代表者名 理事長 小川正史



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。